辫

第3 設備に関する指針

- 2 設備及び備品等
- 設備の指針は、灰のとおりとする。(2)(1)に掲げる宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な
 - ② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

設備を確実に設置すること。の割合 (以下「割合」という。) が半数以上の場合は、スプリンクラー火災事故の発生を防止するため、定員に対する要介護。以上の利用者らないこと。特に、利用者及び従業者の生命又は身体の安全を確保し、消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければな

るよう努めること。なお、割合が半数以上でない場合も、スプリンクラー設備を設置す

1.4 flm . 1.67 flm . 17 l.fl

Ш

第3 設備に関する指針

- 2 設備及び備品等
- 設備の指針は、次のとおりとする。(2)(1)に掲げる宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な
 - 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること。 ③ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備